

# インド愛知デスク ニュース

## ◆◇ インド最新情報 ◇◆

2016 年度 第 4 号

### ● インド 2016 年破産法が成立しました

インドの新しい破産法（Insolvency and Bankruptcy Code, 2016）が成立しました。

この法律は、2015 年 12 月 21 日に法案として議会に提出された後、2016 年 5 月 5 日に下院（Lok Sabha）、同月 11 日に上院（Rajya Sabha）をそれぞれ通過し、同月 28 日に大統領承認を得て法律として成立しています。あとは、今後の官報通知で施行日が発表されるのを待つのみ、となっています。

#### 1. 従来 of 法制と新法の影響

インドにおける破産に関する手続に関しては、これまで包括的な法律がなく、グローバル水準と比べ、遅れた法体系でした。

倒産や破産、清算といった撤退時の手続が不透明であったり煩雑であったりすることは、新規の投資を委縮させる効果もあります。例えば、世界銀行が発表している世界各国のビジネス環境ランキングにも破産処理に関する項目がありますが、2016 年度の評価で、インドは破産処理の項目で 189 ヶ国中 136 位、全体で 130 位と大変低い評価を受けていました。このレポートによると、インドの破産処理にかかる平均手続期間は 4.3 年とされています。例えば、米国は平均手続期間が 1.5 年でランキングは 5 位、日本は平均手続期間が 6 か月でランキングは 2 位と評価されていることと比べると、インドの破産処理にいかに長い時間がかかっているかがわかります。

今回の新法制定は、破産処理手続を円滑にすることを通じてインドの投資環境を改善し、国内外の投資を活性化しようとするもので、まさに現行政権が目指している方向性に沿った動きといえます。

従来の制度は、前述のとおり包括的な法律はなく、体系的な整理もないまま個別の法律が複数存在しており、その適用関係も明確ではありませんでした。

例えば、債権回収については、①一般の債権回収については 1872 年契約法、②金融機関による債権回収については「Recovery of Debts Due to Banks and Financial Institutions Act」という 1993 年の法律、③担保付債権に関しては「Securitisation and Reconstruction of Financial Assets and Enforcement of Security Interest Act」という 2002 年の法律が存在していましたが、これらは必ずしも有効な債権回収手段として機能していないと評されていました。

会社と個人の破産は別々の法律で定められていました。まず、個人の破産については、④1909 年の「Presidency Towns Insolvency Act」と⑤1920 年の「Provincial Insolvency Act」という一世紀前の法律がありました。

会社に関しては、製造業について適用される⑥1985 年の「Sick Industrial Companies Act」(SIC 法) という法律がありました。この SIC 法では、以下の義務が定められていました。

- (1) ある会計年度末における累損額が直近 4 会計年度中で最も高い年度における純資産の 50%以上となった場合は「潜在的な Sick (病理) 状態」として扱われ、その会計年度の計算書類を承認する定時株主総会の 60 日以内に、産業金融再生委員会 (BIFR: Board of Industry and Financial Reconstruction) に届出なければならず、BIFR が求めた場合には累損の解消策について報告しなければならない。
- (2) さらに、ある会計年度末において純資産額を超える累損がある場合には「Sick (病理) 状態」として扱われ、同じくその会計年度の計算書類を承認する定時株主総会の 60 日以内に BIFR に届出を行わなければならない。この場合、BIFR はこの会社に対して累損解消の是正措置や清算を命じることができる。

インドに進出する日系企業には製造業が多く、また進出初期の何年かは損失を計上する場合が多いため、この法律への対応は悩みの種の 1 つでした。

2003 年にはこの SIC 法を廃止する法律が成立しましたが、施行はされませんでした。さらには 2013 年の新会社法の成立とともに SIC 法が統廃合されるとも言われていましたが、結局それもなく、今日まで SIC 法は有効に存続してきました。この度、新しい破産法は 2003 年の SIC 廃止法を改正し、今後、中央政府が通知する日をもって同法を正式に廃止し、その時点までに SIC 法下で進められていた手続を全て停止することとしました。

なお、破産手続に関連する制度として、2013 年会社法に清算に関する規定が定められています。ただ、この清算に関する規定はこれまで施行されないままになっていました。今回の破産法は、未施行であった会社法の清算規定を一部改正し、破産と清算の手続を整理統合しています。

上記の他にも、いくつかの関連する個別法が存在していましたが、今回の破産法は、それらの基本法に位置付けられるものと考えられます。日系企業の関心が最も高いと思われる会社の破産・清算に関する条項は新法を通じて整理統合されましたが、全ての関連法が廃止されたわけではないため、今後も、場合によっては新法と個別法との関係について確認すべき場面も出てくるかも知れません。

## 2. 新法下での会社倒産手続の概要

破産法は、全 255 条からなり、以下のように構成されています。

- 第 1 編：序章（総則）
- 第 2 編：会社（と有限責任組合）の破産・清算
- 第 3 編：個人と無限責任組合の破産手続
- 第 4 編：破産管財人、管轄当局、情報取扱事業者
- 第 5 編：雑則

新法が適用されるのは原則としてあらゆる主体の破産であり、これには、個人、組合および会社の全てが含まれます。（ただ、金融機関については排除されています。）

ここでは、特に日系企業の皆様の関心が高い、会社に関する手続についてご紹介します。会社に関する手続は、第 2 編で定められています。

まず、会社の破産手続が問題となるのは、債務者である会社が、10 万ルピー以上で中央政府が定める最低金額以上の債務について支払不能に陥った場合です。この場合の申立権者は、債権者と会社自身です。なお、

新法の最大の特徴は、破産手続を迅速に進めるために、申立て後の各手続に時間制限が課せられている点です。手続の流れは以下のとおりです。

	項目	時間軸
①	支払不能（10 万ルピー以上で中央政府が定める最低金額以上の債務について支払不能に陥った場合）	
②	破産手続開始の申立て （申立債権者が事業債権者（金融債権者と区別して定義されています）の場合、申立ての前に債務者に支払請求を行って、債務者が 10 日以内に支払いを行うか争うかを決めるという手続が必要です。）	
③	会社審判所が支払不能の事実を確認して申立受理の有無を決定（申立書に不備がある場合は更正の手続あり） 申立受理の場合は、訴訟・財産処分・担保実行などの各種手続停止を宣言。	②から 14 日以内
④	破産管財人の選任（暫定）	③から 14 日以内
⑤	債権者集会の結成 破産管財人の確定	④から 10 日以内
⑥	再建計画の提出 承認された場合、停止宣言は失効 承認されなかった場合、清算手続に進む 破産手続は完了。	②から 180 日以内（延長された場合は最長 270 日以内）

表中の⑥のとおり、会社の破産手続は、原則として、申立受理から 180 日以内に完了しなければなりません。例外として、さらに 90 日を上限として期間を延長することが可能とされています。結局、手続は最長 270 日以内に完了しなければなりません。これが実現されれば、現在の平均 4.3 年とは比べ物にならない速さで手続が進むこととなります。

### 3. 今後の動向について

新法は、以下の 4 種類の組織を、破産手続を支えるインフラ機関として設置することを想定しています。これらの機関がうまく機能してはじめて、迅速な手続が可能となります。

- ① 破産手続を担わせるための専門家（破産管財人）制度。
- ② 貸主や貸金の条件等の情報を集約するデータベースを取り扱う情報取扱事業者。

- ③ 会社や有限責任組合に関する手続を担当する会社法審判所（National Company Law Tribunal）と、個人や無限責任組合に関する手続を担当する債権回収審判所（Debt Recovery Tribunal）。
- ④ 上記①②を管轄するための破産委員会（Insolvency and Bankruptcy Board）。

上記のうち会社法審判所は早速この 6 月 1 日に設置されましたが、その他の組織の設置にはまだ暫くの時間が必要と考えられます。現地からの情報では、2016 年度中には施行する方向で準備が進められているようです。新法は破産手続を迅速化するものとして大いに期待されますが、新法を支える体制が整い、施行されて実務が落ち着くまで、引き続き動向を見守る必要があります。

---

◆◇ 発行情報 ◇◆

インド愛知デスク 最新情報（2016 年 6 月 30 日）

■発行元

2016 年度インド愛知デスク運営業務受託者：  
松田綜合法律事務所（担当：弁護士 久保達弘）  
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 1 号  
朝日生命大手町ビル 7 階  
TEL: 03-3272-0101（代表） FAX: 03-3272-0102  
URL: [www.jmatsuda-law.com](http://www.jmatsuda-law.com)

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。

[global@jmatsuda-law.com](mailto:global@jmatsuda-law.com)